

処 分 基 準

令和 6 年 1 1 月 8 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 4 条の 3 第 2 項
処 分 の 概 要：認知症に係る指定医の診断書の提出命令
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、第 4 条の 3 第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 5 条（認知機能の低下の状況を判断する基準）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 5 条の基準に該当する場合は、認知症に係る専門医の診断書が既に提出されている場合等を除き、指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出することを命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課（017-723-4211）
備 考：